

## 平成30年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会のご案内

↓説明会のホームページはこちら↓

<http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30>

ポリ塩化ビフェニル (PCB)は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特措法) に基づき、定められた期限までに適正に処分することとされています。

特に高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければならず、使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。処分に当たっては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) に処理委託を行わなければなりません。

低濃度 PCB 廃棄物についても、2027年3月末までに、保管事業者が自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければなりません。

低濃度 PCB 廃棄物は、環境大臣が認定する無害化処理認定施設等での処分が行われており、処理事業者の増加による処理体制の充実、処理方法の多様化、処理料金の低減に向けた取組みを進めております。

このような PCB 廃棄物の適正な処理促進に向けた国の施策やこれまでの掘り起こし・発見事例等最新の情報を広く紹介します。

**“HP 上での参加申込み締切りに間に合わない場合は、当日会場でのお申込みも可能です。”  
“まだまだ席数に余裕がありますので、少しでもご関心がある方は奮ってご参加ください！”**

### 1. 日時と場所 (詳しくは説明会ホームページでご確認ください)

岡山市(10/19)、福岡市(10/26)、札幌市(11/2)、青森市(11/8)、山形市(11/16)、長野市(11/22)、仙台市(11/30)、福井市(12/4)、神戸市(12/13)、大阪市(12/14)、水戸市(12/21)、甲府市(1/11)、岡崎市(1/18)、宇都宮市(1/25)、四日市市(2/1)、東京 23 区(2/8)

14:30～ 約3時間

### 2. 説明会内容(予定)

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進及び事例紹介について (環境省 廃棄物規制課)
- (2) PCB 含有電気工作物に係る規制について (経済産業省 電力安全課)
- (3) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理手続きについて (中間貯蔵 環境安全事業 (株) JESCO)
- (4) 課電自然循環洗浄実施手順書について (経済産業省 環境管理推進室)

3. 対象者 事業者の方々

4. 定員 各会場100～200名(会場ごとに異なり、定員に達し次第、締め切られます)

5. 参加費 無料

○開催案内チラシを下記からダウンロードしていただけますのでご参照ください

<全国版>

[http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30/zenkoku/Flyer\\_zenkoku.pdf](http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30/zenkoku/Flyer_zenkoku.pdf)

<北海道・東京事業エリア版>

[http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30/east/Flyer\\_east.pdf](http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30/east/Flyer_east.pdf)

<北九州・大阪・豊田事業エリア版>

[http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30/west/Flyer\\_west.pdf](http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30/west/Flyer_west.pdf)

○具体的な日時、場所、申込方法等は、説明会ホームページをご覧ください

<http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30>